

特定感染症保険

第一スマートほけん

第一生命グループ

ご契約に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、お申込みにあたって特に注意いただきたいこと（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載しています。重要な書面ですので、必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 本書面のほか、契約内容に関する事項や保険金の支払事由およびお支払いできない場合などは、「特定感染症保険普通保険約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 「特定感染症保険普通保険約款」は当社ホームページからご覧いただけます。
- お客さまに本保険契約をお申込みいただくことで、お客さまは本書面の説明を受けた上で本書面の電磁的方法による提供を受けたものとみなします。

契約概要

- ・ 保険商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。

①商品の仕組み

この保険は、入院を要件とせず特定感染症（「②保険金をお支払いする場合」参照）に罹患したと医師により診断されたときに、一時金をお支払いする保険です。

②保険金をお支払いする場合

- ・ 被保険者が責任開始期以後に特定感染症（*）を発病し、保険期間中に特定感染症に罹患したと医師により診断されたときに、特定感染症一時金をお支払いします。
- ・ 特定感染症一時金のお支払いにより、保険契約は消滅します。
- ・ 被保険者が責任開始期以後に発病した特定感染症（*）を原因として、保険期間中に死亡した場合、特定感染症一時金をお支払いします。
- ・ 支払回数は保険期間中に1回を限度とします。

* 特定感染症とは、つぎのいずれかとします。

新型コロナウイルス感染症（Covid-19）	
一類感染症 （※1）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症 （※1）	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）
三類感染症 （※1）	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

（※1）2021年4月1日時点の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるものです。法令等の改正により、対象となる疾病が変わることがあります。

③保険金をお支払いしない主な場合

契約者または被保険者の故意または重大な過失により支払事由に該当した場合は、特定感染症一時金をお支払いいたしません。

④保険期間

- 保険期間は、契約日（申込日の属する月の翌月 1 日）より 3 か月とします。保険契約の申込み後、**14 日を経過した日から保障が開始されます。**詳細については、注意喚起情報の「③責任開始日」を必ずご確認ください。

⑤保険契約の更新

- 保険契約の保険期間（3 か月）が満了する場合、契約者がその満了日の前日までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとします。
- **更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。**
- 更新後の保険契約の特定感染症一時金額は、更新前の保険契約の特定感染症一時金額と同額とします。
- 更新日にこの保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき当社は更新を取り扱いません。
- 保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が 70 歳であるときは当社は更新を取り扱いません。

⑥引受条件（契約年齢・保険金額等）

- 18 歳～69 歳（満年齢）までお申し込みいただけます。
- 同一被保険者の特定感染症一時金額の上限は 10 万円とします。
- 「②保険金をお支払いする場合」に該当した被保険者の数の増加が、当社の健全性に著しい影響を及ぼすと認めるときは、当社は、その影響の程度に応じ、特定感染症一時金を削減して支払うことがあります。

⑦保険料

- 新型コロナウイルスの感染者数の状況に応じて、**毎月 1 日にその月の申込時および更新時の保険料が確定します。**
- 保険料は感染状況に応じて当社の定める範囲内（下限 890 円～上限 2,270 円の範囲内）で**毎月変動**します。なお、お申し込み時の保険料はアカウント作成またはログイン画面の前に遷移する商品説明ページに表示されていますのでそちらをご確認ください。

⑧保険料の払込方法、保険料払込期間

保険料のお支払いは、当社の指定するクレジットカードによる一時払いとなります。保険料は、申込日から申込日の属する月の翌月末日（以下「払込期月」といいます。）までにお支払いください。

⑨契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

⑩解約返還金

解約返還金は、つぎの金額とします。

- ① 責任開始期前に解約した場合は、すでに払い込まれた保険料とします。
- ② 責任開始期以後に解約した場合は、すでに払い込まれた保険料に、下記の未経過月数（1 か月未満の端数があるときは切り捨てます。）に応じた解約返還金率を乗じた金額（*）とします。
（*）解約返還金は円単位で切り上げとします。

未経過月数	2か月以上	1か月以上 2か月未満	1か月未満
解約返還金率	66.7%	33.3%	0.0%

なお、払い込まれた保険料がない場合は、解約返還金額はゼロとなります。

⑪ 保険金額の減額（一部解約）

保険金額の減額（一部解約）はお取り扱いいたしません。

注意喚起情報

- ・ご契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- ・本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではございません。ご不明な点については当社までお問い合わせください。

① クーリング・オフについて

この保険は保険期間が1年以内であるため、クーリング・オフの対象外です。

② 告知義務について

ご加入時に健康状態等についてありのままを告知してください。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。なお、告知内容によっては引受できない場合があります。

③ 責任開始日

当社が保険契約の申込を承諾した場合に、**保険契約の申込または被保険者に関する告知のいずれか遅い日からその日を含めて14日を経過した日**を責任開始日とし、この日から保障が開始されます。

詳細については、当社ホームページ上の「よくあるご質問」内にございます「責任開始日について」をご確認ください。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

- ・【契約概要】「③ 保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。
- ・【契約概要】「② 保険金をお支払いする場合」に該当した被保険者の数の増加が、当社の健全性に著しい影響を及ぼすと認めるときは、当社は、その影響の程度に応じ、特定感染症一時金を削減して支払うことがあります。

⑤ 保険料の払込猶予期間

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌々月末日までとし、猶予期間内に保険料の払い込みがないときは、保険契約を無効とします。

⑥ 保険契約者保護機構について

当社は少額短期保険会社であるため、「保険契約者保護機構」に加入しておりません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法 270 条の3 第2 項第1 号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

⑦ ご相談窓口

<当社お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟する次の「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会
「少額短期ほけん相談室」
TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144
【平日9：00～12：00、13：00～17：00】
(土日祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

⑧ 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消し、もしくは無効に関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<http://www.shougakutanki.jp/>

⑨ その他ご契約時の注意事項

- ・ **更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます**
- ・ 更新日にこの保険契約が不採算であることその他の理由により、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき当社は更新を取り扱いません。
- ・ 当社をはじめ、少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約をお引受けします。
 - ① 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、保険期間は1年以内です。
 - ② 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、1人の被保険者についてお引受けする保険金額の上限は、死亡保険、重度障害保険（調整規定があるもの）および傷害死亡保険がそれぞれ300万円、医療保険が80万円です。
 - ③ 1人の被保険者についてお引受けするすべての保険の合計保険金額の上限は1,000万円です。
 - ④ 保険契約が生命保険または傷害疾病定額保険の場合、1人（または一社）の保険契約者についてお引受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は、死亡保険、重度障害保険（調整規定があるもの）および傷害死亡保険がそれぞれ3億円、医療保険が8,000万円です。

その他の条件は、契約概要⑥「引受条件（契約年齢・保険金額等）」に記載の通りとします。

個人情報取り扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法といいます）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、番号法といいます）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、以下の利用目的達成のために第三者に提供することがあります。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の詳細は、当社ホームページをご覧ください

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

グループ間共同利用・第三者提供および Cookie(クッキー)利用

当社では、取得した氏名・生年月日・住所等の個人情報をグループ会社とお客さまが登録・利用している会員サービス企業等（リンク先参照）へ提供します。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内

内等に利用することがあります。

【共同利用に関する表示】

当社は、取得した個人情報を第一生命グループ会社において共同で利用いたします。

詳細については、次のホームページをご覧ください

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

【第三者への提供に関する表示】

当社は、取得した個人情報を会員サービス企業等へ提供することがあります。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

会員サービス企業等の詳細は次のホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com>

また、当社は第三者企業による Cookie（クッキー）情報を用いた統計的なサイト利用情報を個人情報と関連付けたうえで、グループ会社間で共有します。当社およびグループ会社は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスに関する広告配信等のマーケティング活動を行うことがあります。Cookie（クッキー）情報の取り扱いについては当社ホームページ「Cookie（クッキー）について」をご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/site.html>

機微（センシティブ）情報の取扱い

被保険者さまの健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

＜当社お問い合わせ先＞

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。

<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

※保険の解約および保険金請求のお手続きはマイページから実施頂けます。

※マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認頂けます。